

市第9号議案

横浜市スポーツ施設条例の一部改正

横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年6月11日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

横浜市スポーツ施設条例（平成10年3月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、別表第1の左欄に掲げるスポーツセンターの同項各号に掲げる業務及び同欄に掲げるスポーツセンターの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる公会堂（横浜市公会堂条例（昭和28年3月横浜市条例第1号）第1条に規定する公会堂をいう。以下同じ。）の同条例第5条第1項各号に掲げる業務（以下これらの業務を「管理業務」という。）は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、一の指定管理者に行わせるものとする。

第4条に次の1項を加える。

6 第2項の規定により管理業務を一の指定管理者に行わせる場合には、前項の規定にかかわらず、市長は、第4項及び横浜市公会堂条例第5条第4項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、スポーツセンター及び公会堂の設置の目的

を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

第12条第2項中「別表」を「別表第2」に改める。

別表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第4条第2項）

スポーツセンター	公会堂
横浜市青葉スポーツセンター	横浜市青葉公会堂
横浜市栄スポーツセンター	横浜市栄公会堂

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

提 案 理 由

横浜市青葉スポーツセンター及び横浜市栄スポーツセンターについて、それぞれ同一の建物に設置された公会堂と併せて一の指定管理者に管理を行わせるため、横浜市スポーツ施設条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市スポーツ施設条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（指定管理者の指定等）

第4条 （第1項省略）

2 前項の規定にかかわらず、別表第1の左欄に掲げるスポーツセンターの同項各号に掲げる業務及び同欄に掲げるスポーツセンターの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる公会堂（横浜市公会堂条例（昭和28年3月横浜市条例第1号）第1条に規定する公会堂をいう。以下同じ。）の同条例第5条第1項各号に掲げる業務（以下これらの業務を「管理業務」という。）は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、一の指定管理者に行わせるものとする。

$\frac{3}{2}$ （本文省略）

$\frac{4}{3}$ （本文省略）

$\frac{5}{4}$ （本文省略）

6 第2項の規定により管理業務を一の指定管理者に行わせる場合には、前項の規定にかかわらず、市長は、第4項及び横浜市公会堂条例第5条第4項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、スポーツセンター及び公会堂の設置の目的を最も効果的に達成することができることを認められたものを指定管理者として指定する。

（利用料金）

第12条 （第1項省略）

2 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理
別表

市第9号

者が市長の承認を得て定めるものとする。

(第3項省略)

別表第1(第4条第2項)

スポーツセンター	公会堂
横浜市青葉スポーツセンター	横浜市青葉公会堂
横浜市栄スポーツセンター	横浜市栄公会堂

別表第2
別表

(第1号から第4号まで省略)